

～10. 25豪雨水害の被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと～

10月25日の豪雨の水害によって被害を受けた皆さんへ、心からお見舞いを申し上げます。千葉県弁護士会は、台風15号による被害の発生以来、様々な活動をしてきましたが、今回、広島弁護士会の今田健太郎弁護士がフェイスブックで紹介している「水害直後 弁護士からの10か条」を、今田弁護士からご快諾を頂き、千葉県弁護士会ニュースとしてご紹介させて頂くことにしました。

水害直後 弁護士からの10か条

平成26年広島市豪雨災害、平成30年西日本豪雨災害と、二度にわたる大規模な水害を支援してきた弁護士として、『制度を知らないことで悔し涙を流すこととなった』多くの被災者の方々を代弁する、切なる願いです。

1 土砂撤去で無理をしないで

自宅も気になりますが、土砂は細菌も含んでおり、想像以上に健康状態を悪化させ、災害関連死のリスクを高めます。

自力では限界があるので、まずは体力の回復に努めてください。行政やボランティアからの案内を待ちましょう。

2 通帳や権利証を紛失しても大丈夫

銀行の預金通帳や、定期預金証書、不動産の権利証などを紛失しても、財産はなくなりませんので、安心して下さい。

3 落ち着いたら、自宅の写真撮影を

自宅の写真を、複数の角度から撮影し、被害に見合った罹災証明書の発行を受けられるようにしましょう。

判定の結果は、公的支援の内容に影響します。不服があれば再調査の申入れが可能です。

(参考: 震災が繋ぐ全国ネットワーク)

<https://www.buzzfeed.com/jp/kazukiwatanabe/20170707>

4 修理は決して急がず

自宅の修理は、乾燥してから行う必要があります。また、災害救助法の応急修理の制度(例/半壊以上で59万5000円までの費用補助)を使うと、原則、仮設住宅へ入居できません。慌てないで、全体の修理内容や費用面をしっかりと検討してからにしましょう。一部だけの修理で、壊れたままの家に住むことを余儀なくされる可能性があります。言葉巧みな消費者被害にも要注意!

5 お金を払う前に、行政の窓口で相談を

土砂の撤去や、自宅の修理につき、公的支援の制度があります。事前に役所へ相談しないで業者などに支払った場合、後から請求できないことがあるので、要注意です。必ず行政窓口で相談してください。

もっとも、被災直後は、自治体も体制が整っていないケースがあります。

自治体ごとにホームページを開設していますので、情報を確認してみてください。

6 保険の内容を確認しよう

近時の住宅保険には、火災保険に水災の補償が付いているものが多いです。また、家財保険による補填も考えられます。自分名義でなく、親族が契約している場合もあるので、よく確認してみましょう。

証券を紛失しても請求できます。自動車保険も同様です。

保険会社が分からなくなったときや、契約内容を確認したい場合には、損保協会の照会センター(電話0120-501331)に電話してみてください。

7 敷地内の物の処分や撤去について

自宅に流れ着いた第三者の物や、廃棄物の処分について悩んだ場合、まずは、行政窓口や、弁護士会が開設している電話相談などを利用して、処分してよいかどうか、費用はどうするか等、相談してみてください。

また、隣家の家財やブロックなど、所有者が分かっている撤去を求めたい場合も、すぐには解決できないこともありますので、ケンカせず、弁護士会などを頼ってください。

8 収入の目処が立たない方々へ

水害で職場が水没した。道路が寸断されて、勤務先へ行けない。明日からの収入の目処が立たない方々に対しては、雇用保険の失業給付等、色々な制度があります。

また、雇い主側を補助する制度もありますので、少し落ち着いたら、各自治体や弁護士会の電話相談などにお問い合わせ下さい。

資金難で、各種ローンの返済等にお困りの個人や企業の方は、弁護士相談も活用してください。

9 税金、医療費の減免や、教育の補助など

大規模災害時には、各種税金等の減免や、水道光熱費の特例、教育費用の補助、医療費の免除など、実に様々な支援が用意されています。

行政も、まだ機能していない地域もあるかもしれませんが、慌てることなく、相談体制が整うのを待ちましょう。

参考までに、内閣府のページを貼りつけておきます。

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/kakusyuseido_tsuujuu.pdf

10 必ずや生活再建は出来ます！

愛着のある家を失って、途方に暮れている方々が大多数だと思います。西日本豪雨災害も同様でした。

しかし、今後、公的制度による給付金（生活再建支援金等）や、義援金、保険金、各種の融資制度、二重ローン減免制度など、色々な仕組みを活用することで、生活再建を図ることは可能です！

高齢者の方々に向けての、修理や再築のための特例融資制度もあります。

**『難しいことはよく分からない』
分からなくて当然です。**

ぜひ、弁護士などの専門家を頼ってください。

相談費用は無料ですので、ぜひ、どんな些細なことでも構いませんので、利用してみてください。

弁護士への相談（無料相談）はこちらへ！

台風豪雨被害相談 110番

専用回線に弁護士が待機しています。すぐに弁護士へ直接相談できます。

専用番号 043(222)2260

平日 午前10時30分～12時30分
午後 3時30分～ 5時30分

無料相談ですが通話料がかかります。実施日の詳細は千葉県弁護士会のホームページでご確認ください。

台風豪雨被害の「困りごと相談」

弁護士会にお電話で申し込んで頂いた後、折り返し弁護士からお電話致します。面談での相談も可能です。

受付時間：平日 午前9時～12時
午後1時～ 5時

受付番号：043-227-8431

弁護士会の代表番号です。台風や水害の被害の相談をしたいとお伝えください。